

「ごみ収集カレンダー」広告掲載申込参加要領

「ごみ収集カレンダー」への広告掲載を申し込まれる方（以下「申込者」という。）は、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

（申込者の資格）

第1 町税等を納付していること。

（広告規格等及び掲載料）

第2 広告枠の規格及び掲載場所は、次のとおりとします。

（1）大きさ 1枠当たり縦30mm、横100mm

（2）印刷色 カラー

（3）掲載場所 ごみ収集カレンダーの両面下段

2 広告掲載料は、広告枠両面1枠ずつ使用して60,000円（消費税を含む。）とします。

（掲載期間）

第3 当該広告の募集を行った翌年度4月から翌年3月末までの1年間とします。

（広告掲載枠）

第4 広告掲載枠は、年間4枠とします。

（申込方法）

第5 申込者は、令和4年12月5日（月）までにごみ収集カレンダー広告掲載申込書（以下「申込書」という。）と添付書類を提出してください。提出する書類に不備・不足があった場合は申込みができません。また、受付時間は、業務日の午前9時から午後5時までとします。申込書に添付する書類は次のとおりです。

（1）町税等の納税状況調査同意書

（2）藍住町暴力団排除条例に基づく誓約書

（3）広告原稿（案）（データ（PDF、Excel等）を格納したCD等及び印刷したもの）

※広告原稿（案）は、新規又は既存の原稿に変更がある場合のみ提出してください。

なお、広告原稿（案）のデータは、電子メールによる提出も可能です。

電子メールで提出する場合は、その旨を御連絡ください。

(広告内容)

第6 「ごみ収集カレンダー」広告掲載取扱要領第12条に規定するとおり、町の公共性及び品位を損なうおそれのないものとしてください。

募集広告を掲載する場合は、必ず募集期間を入れてください。

例) 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日から受付 定員になり次第終了

〇〇月末まで 随時受付

価格を表示する場合は、消費税込みの金額としてください。

また、その価格の有効期限を明示してください。

有効期限が定まっていないものは、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在かを明示し、詳細については、広告主への問合せによる対応としてください。

(掲載の決定)

第7 町は内容を審査し、広告主を決定します。

2 掲載申込件数が、広告枠数の上限を超える場合は、掲載要綱第9条の規定に基づいて掲載する広告を決定します。なお、同要綱に基づく順位が同位の場合は抽選とします。

3 掲載位置は抽選により決定します。決まり次第、広告掲載決定通知書を送付します。

(掲載料)

第8 掲載料は、一括納付になりますので、指定期日までにお支払ください。

指定期日までに、納付が確認できない場合は広告を掲載することはできません。

また、広告主の都合で広告掲載を取り下げた場合、納めた掲載料は返還しませんので御了承ください。

(広告内容の変更)

第9 カレンダーに掲載する広告内容の変更はできません。

(広告主の責務)

第10 町は、広告の内容に関するトラブル等については、一切責任を負いません。広告主の責任において解決してください。

(申込み及び問合せ先)

第11 申込み及び問合せ先は、次のとおりです。

郵便番号 771-1230

徳島県板野郡藍住町富吉字大向5番地1

藍住町西クリーンステーション

電話 088-692-7411

電子メール aizuminishics@mc.pikara.ne.jp